平成２３年（フ）第６５２号
大阪府泉佐野市新安松１丁目４番13―304号
債務者　早坂　典浩
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
長崎県長崎市岩屋町10番６号、旧住所長崎県長崎市岩屋町11番41号
債務者　仰木　　将
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
長崎県長崎市小曽根町２番13号　須藤ビル402
債務者　倉藤　淳史
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
長崎県長崎市小曽根町２番13号　須藤ビル402
債務者　倉藤　晴子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６７号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番14―201号
債務者　磯部　武昭
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８６号
北海道江別市上江別南町52番地の５
債務者　元木　悦子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１３号
札幌市白石区中央３条４丁目２番21号　グランパルク白石102号、申立時の住所札幌市白石区菊水上町１条３丁目36番地２　マンション川庄１階２号有山方
債務者　齊藤　　優
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１４号
札幌市白石区中央３条４丁目２番21号　グランパルク白石102号、申立時の住所札幌市白石区菊水上町１条３丁目36番地２　マンション川庄１階２号
債務者　有山百合子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５１号
北海道江別市野幌寿町41番地の５　チェリーハイツ102
債務者　堤　由紀子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７５号
札幌市北区屯田３条５丁目１番１号　左
債務者　山崎恵里子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９４号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―402号
債務者　高田　敦史
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９５号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―402号
債務者　高田　知子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５０号
札幌市西区西野７条８丁目９番13号
債務者　大槻ヨシヱ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７１号
札幌市中央区南15条西14丁目２番７―206号
債務者　安居　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９００号
札幌市北区新琴似10条13丁目４番19号　竹本荘
債務者　木曽　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１６号
札幌市中央区南14条西13丁目３番11号　ニューハイム戸部105号
債務者　桶谷　清貴
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８１号
北海道江別市東光町108番地の７
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部